

# 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援について

## 1 概要

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5類感染症に変更されることに伴い、新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援についても変更となります。

## 公費の種類

公費の種類は、次の2種類のみとなります。

- 【入院公費】新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用（治療薬に係るものを除く。）の一部を補助する公費
- 【治療薬公費】新型コロナウイルス感染症の治療薬に要した費用の全額を補助する公費  
※特定の治療薬のみが対象となります。

## 【入院公費】新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用の一部を補助する公費について

### 1 対象者

新型コロナウイルス感染症の入院患者

### 2 対象となる医療

新型コロナウイルス感染症に係る医療費

**入院に係る食事代等の高額療養制度の対象外となる医療費は全て自己負担となります。**

新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費は【治療薬公費】の対象となります。

### 3 公費負担の内容

医療保険各制度における月間の高額療養費算定基準額（高額療養費制度の自己負担限度額）から、原則2万円を減額。  
（高額療養制度の自己負担限度額が2万円未満の場合はその額を減額。）

### 4 患者さん個人における手続き等

**患者さん個人から県への申請等はありません。ただし、入院期間中に医療機関に対して患者さんの所得区分が分かる情報を提供する必要があります。**

（医療機関等において、オンライン資格確認等システム又は限度額適用認定証により患者さんの所得区分を確認した後、審査支払機関を通じたレセプト請求による申請となります。）

**PDF** [令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症により入院し、5月8日以降も新型コロナウイルス感染症患者として入院する場合は別添をご確認ください。（PDF：249KB）](#)

## 【治療薬公費】新型コロナウイルス感染症の治療薬に要した費用の全額を補助する公費について

### 1 対象者

新型コロナウイルス感染症の患者（外来患者及び入院患者）であって、新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を受けた者

### 2 対象となる医療

次の**新型コロナウイルス感染症治療薬の【薬剤費】のみ**

経口薬「ラゲブリオ」、「パキロピッド」、「ゾコーバ」  
点滴薬「ベクルリー」  
中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」

受診料や検査料等、上記以外の解熱剤や咳止め薬等については、全て対象外（自己負担）となります。

### 3 公費負担の内容

上記の新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費について全額を公費負担。

### 4 患者さん個人における手続き等

**患者さん個人から県への申請等はありません。**

（医療機関等から審査支払機関を通じたレセプト請求による申請となります。）

[令和5年5月7日までの新型コロナウイルス感染症の外来患者の取扱いは別ページをご確認ください。](#)

## 対象期間

**令和5年5月8日（月曜日）から令和5年9月30日（土曜日）まで**

## 2 医機関における手続き等

### 手続き等について

いずれも医療機関等から審査支払機関を通じたレセプト請求による申請となります。  
診療報酬明細書の記載等の詳細については、以下の通知・事務連絡を確認してください。

### 【入院公費】新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用の一部を補助する公費について

医療機関等において、オンライン資格確認等システム又は限度額適用認定証により患者さんの所得区分を確認した後、審査支払機関を通じたレセプト請求による申請となります。

#### 1 対象となる医療

新型コロナウイルス感染症に係る医療費

入院に係る食事代等の高額療養制度の対象外となる医療費は全て自己負担となります。

新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費は【治療薬公費】の対象となります。

#### 2 公費負担の内容

医療保険各制度における月間の高額療養費算定基準額（高額療養費制度の自己負担限度額）から、原則2万円を減額。

（高額療養費制度の自己負担限度額が2万円未満の場合はその額を減額。）

公費負担者番号：28460707（法別番号「28」、県内共通の8桁）

受給者番号：9999996（全ての患者同一の7桁）

**PDF** [※令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症により入院し、5月8日以降も新型コロナウイルス感染症患者として入院する場合の取扱いは別添をご確認ください。（PDF：249KB）](#)

### 【治療薬公費】新型コロナウイルス感染症の治療薬に要した費用の全額を補助する公費について

医療機関等から審査支払機関を通じたレセプト請求による申請となります。  
診療報酬明細書の記載等の詳細については、以下の通知・事務連絡を確認してください。

## 1 対象となる医療

次の新型コロナウイルス感染症治療薬の【薬剤費】のみ  
経口薬「ラゲブリオ」、「バキロビッド」、「ゾコーバ」  
点滴薬「ベクルリー」  
中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」

受診料や検査料等、上記以外の解熱剤や咳止め薬等については、全て対象外（自己負担）となります。

## 2 公費負担の内容

上記の新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費について全額を公費負担。

公費負担者番号：28460806（法別番号「28」、県内共通の8桁）

受給者番号：9999996（全ての患者同一の7桁）

[令和5年5月7日までの新型コロナウイルス感染症の外来患者の取扱いは別ページをご確認ください。](#)

## 関係通知等

[PDF 230317 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（PDF：587KB）](#)

[PDF 230320 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について（PDF：634KB）](#)

[PDF 230320 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（廃止）（PDF：87KB）](#)

## よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

## このページに関するお問い合わせ

くらし保健福祉部新型コロナウイルス感染症療養調整課  
電話番号：099-286-3420



鹿児島県 法人番号：8000020460001

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

代表電話番号：099-286-2111